

募金箱を設置しています 令和6年能登半島地震災害義援金

☎生活福祉課 ☎52-5604

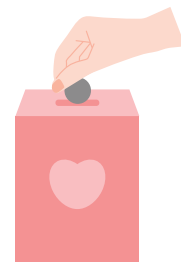
令和6年1月1日に発生した能登半島沖を震源地とする地震における被災地の復興を支援するため、市内4か所に募金箱を設置しました。皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

義援金の取扱い

受け付けた義援金は、日本赤十字社徳島県支部を通じて、被災都道府県が設置する義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

▶設置場所

美馬市役所（市民課）
脇町市民サービスセンター
美馬町市民サービスセンター
木屋平市民サービスセンター



▶設置期間

1月5日（金）～12月27日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

※脇町市民サービスセンターのみ午前9時30分～午後6時（土・祝日除く）

健康情報を大切な人に伝える伝道師になりませんか 健幸アンバサダー養成講座受講者募集

☎☎美と健康のまち推進課
☎52-5730

生涯を通じて、健やかに豊かで幸せな生活を送ることができる、そんな「健幸」なまちをつくるため、健幸アンバサダーになりませんか。

- ▶日時 3月9日（土）午後1時～午後4時
- ▶場所 地域共生交流施設「小星ベース」
- ▶対象 美馬市在住・在勤・在学の方
- ▶申込方法 2月27日（火）までに美と健康のまち推進課へお電話ください。

健幸アンバサダーとは、健康に関する正しい知識などを身近な人に伝える健康の伝道師です。生活の中で家族や近所の人、職場の人などに健康情報を「心に届く情報として」伝え、健康づくりの輪を広げていきます。



リーダー農業経営者育成講座受講者募集

☎☎農林課 ☎52-5609

若手農業者の育成を目的として「リーダー農業経営者育成講座」を開催します。スマート農業を活用した「儲かる農業」に興味がある方は、お気軽にご参加ください。

- ▶日時 3月7日（木）午後6時～午後9時
- ▶場所 地域共生交流施設「小星ベース」
- ▶対象者 ①または②に該当する方（事業者）
①市内に住所を有する方
②市内に本店や事業所を有する事業者
- ▶申込方法 事前に農林課へお電話ください。

内容

- ① 農業界の市場動向
- ② 経営形態（露地・施設・複合）別の現状と今後
- ③ スマート農業を活用した新たな農業経営
- ④ 導入に向けた支援
- ⑤ 導入事例の紹介

税の申告はお早めに！

脇町税務署の確定申告会場について

開設期間

2月16日(金)～3月15日(金) (土、日、祝日を除く)
午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から)
※ 入場整理券の配付状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。
※ 上記の期間より前でも、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。
※ 贈与税や土地等の譲渡所得について申告相談を希望される方は、3月1日(金)以降にお越しください。

会場内の混雑緩和のため確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要で
す。(作成済申告書の提出のみであれば不要です)

入場整理券の入手方法

当日配付またはLINEを通じたオンライン事前発行

オンライン事前発行の方法

- ①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
- ②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- ③税務署や税目、来場希望日時を選択
- ④内容を確認して「申込」をタップして完了
→入場時に申込完了画面を提示すれば入場できます。

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、この機会にご自宅からのe-Taxをご利用ください。

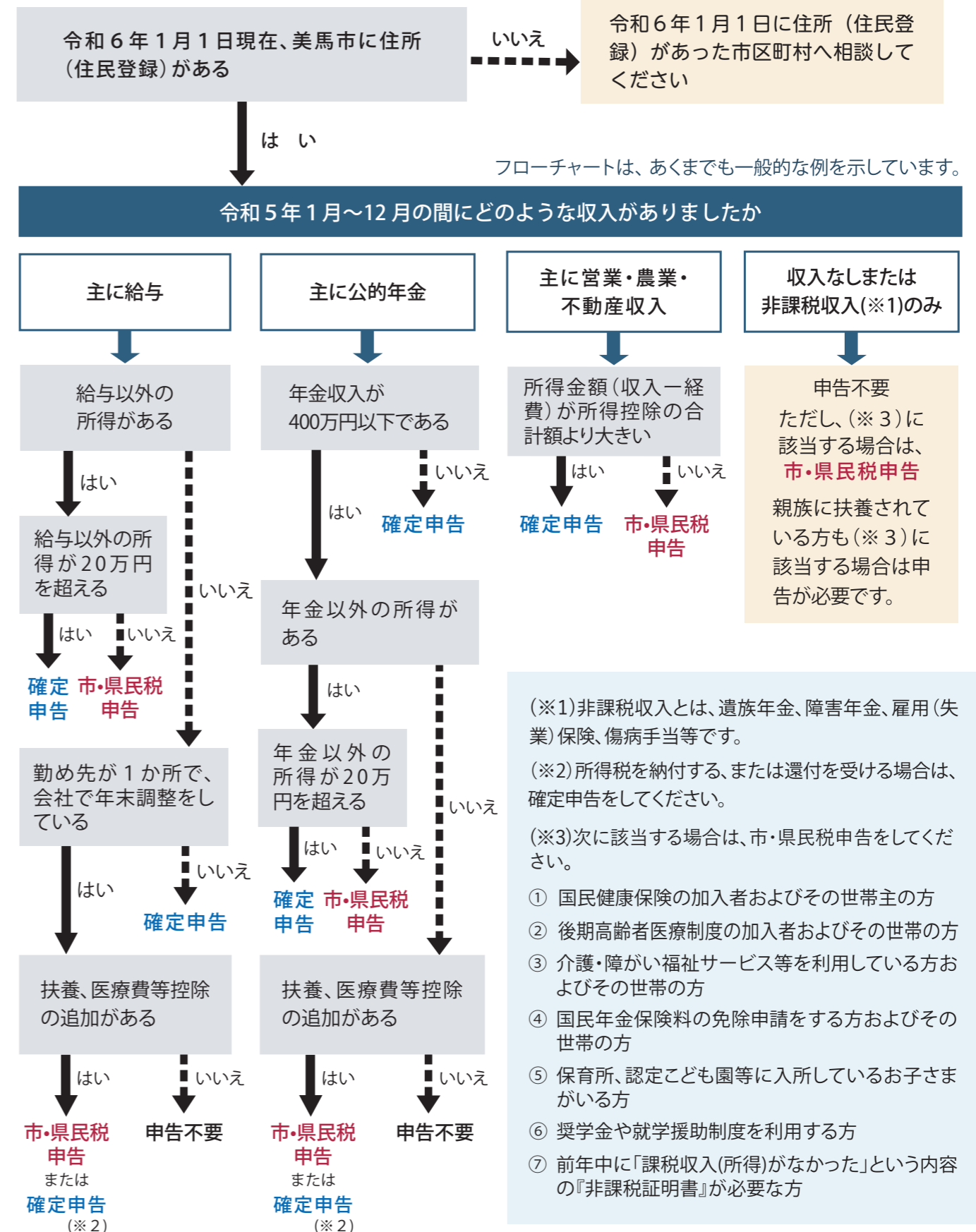


脇町税務署 ☎52-1206
自動音声案内に従い『2』番を選択してください。

申告に必要なものを確認しよう

- 《 共通 》
- 個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード等)
 - 本人確認書類(運転免許証等)
 - 税務署からのお知らせハガキ等
- +
- 《 申告することで還付を受けたい方 》
- 還付先の口座番号が確認できるもの(預金通帳等)
- 《 給与所得者・年金受給者の方 》
- 源泉徴収票(原本) ※昨年中に支払いを受けたものに限る。
- 《 農業・営業・不動産所得等がある方 》
- 収入金額と必要経費が確認できる書類(収支内訳書を作成してご持参ください)
- 《 雑所得・一時所得がある方 》
- 収入金額と必要経費が確認できる書類(証明書等) ※昨年中に支払いを受けたものに限る。
- 《 各種控除を受けたい方 》
- 社会保険料控除**
- 領収書(原本)または支払い証明書等 ※昨年中に支払ったものに限る。
- 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等控除**
- 控除証明書(原本) ※昨年中に支払ったものに限る。
- 障害者控除**
- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書等
- 寄附金控除**
- 受領証明書
- 医療費控除**
- 医療費控除の明細書 ※昨年中に支払ったものに限る。または医療費通知(原本)
- △ 領収書だけでは控除を受けることはできませんので、医療費控除の明細書を作成してご持参ください。

申告が必要かどうか確認しよう



次に該当する方は、市役所で受付できませんので脇町税務署で確定申告をしてください。

- 青色申告、損失申告、雑損控除の申告
- 土地建物、株式等の譲渡所得の申告
- 譲渡損失、配当所得、消費税の申告
- 住宅借入金等特別控除(初年度)の申告
- 準確定申告(亡くなられた方)
- 海外に居住している人を扶養とする申告

市・県民税の申告受付日程と会場については1月号をご覧ください。

美馬ウォーキングデイ2024開催!

問 美と健康のまち推進課
☎ 5 2 - 5 7 3 0

「人生100年時代」を美しく健康に過ごすことができるまちづくりの一環として、ウォーキングイベントを開催します。(参加費無料)

▶日時 3月3日(日) 午前10時～正午
(受付:午前9時30分～) ※少雨決行

▶集合場所
美馬市役所北館玄関前(穴吹町穴吹字九反地5番地)

▶コース
美馬市役所周辺コース約3.7キロ

▶対象・定員
美馬市在住または在勤の方100名(申込多数の場合抽選)

▶申込方法
参加者の氏名・住所・生年月日・連絡先を明記のうえ、メール、FAX、または郵送でお申込みください。

▶申込期限 2月19日(月)

▶申込先 美と健康のまち推進課
[FAX] 5 2 - 5 7 3 1 [E] biken@mima.i-tokushima.jp
〒779-3634 美馬市脇町字小星692番地1



農地の貸し借りに関する手続きについて (農用地の利用権設定)

問 農林課 ☎ 5 2 - 5 6 0 9

農業経営基盤強化促進法による「利用権設定」は、貸し手と借り手とで定めた期間が到来すれば、貸借関係は終了し、貸し手は農地を必ず返してもらえらるという制度です。また、再度手続きをすることにより継続することもできます。

貸し手のメリット

- 貸した農地は期限が到来すれば、離作料を支払うことなく必ず返ってきます。
- 利用権を再設定することにより、継続して貸すこともできます。

借り手のメリット

- 設定した期間が明確になることで、安定的な営農計画を立てることができます。
- 利用権を再設定することにより、継続して借りることもできます。

詳しくは農林課までお問い合わせください。



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

手続きがまだの方は、お早めに申請してください。

次のいずれかに該当する世帯のお子さま1人あたり **5万円**

ひとり親世帯

① 令和5年3月分または4月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分または4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変しているなど、収入が児童扶養手当を受けている方と同じ水準となっている方

※②③は収入等の要件があります。

ひとり親世帯以外

① 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を受給した方

② 令和5年4月分または5月分の児童手当・特例給付または特別児童扶養手当の認定を受け、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税の方

③ 令和5年6月～令和6年3月のいずれかの月分の児童手当・特例給付または特別児童扶養手当の認定を受け、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税の方(新生児を含む)

④ 公務員で、令和5年4月～令和6年3月のいずれかの月分の児童手当・特例給付の認定を受け、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税の方(新生児を含む)

⑤ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母等で、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税の方または食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(新生児を含む)

支給済みです

- ①・① → 昨年5月末に支給済み
- ② → 昨年6月末に支給済み

給付金を受け取るには申請が必要です

【申請期限】※必着

ひとり親世帯
… **2月29日(木)**

ひとり親世帯以外
… **3月15日(金)**

※ いずれかの対象で支給を受けた方は、他の対象による支給は受けられません。

※ 振込みは、申請月の翌月です。

※ 申請方法など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問 子どもすこやか課 ☎ 5 2 - 5 6 0 6

デジタル地域通貨 MIMACA

行政ポイントは有効期間内にご利用をお願いします

問 企業応援課
☎ 52-1263

現在実施している行政ポイント事業

「令和5年度プレミアム5000ミマポ」のポイント利用有効期限は2月29日(木)までです。

各行政ポイント事業の対象となる方へ付与しているポイントも、それぞれ有効期限がありますので、お早めに美馬市内のMIMACA加盟店においてご利用ください。



- 令和5年度MIMACAプレミアム5,000ミマポ(有効期限2月29日)
- MIMACAチャージ買いまわりキャンペーンで付与されたポイント(有効期限3月31日)
- 令和5年度第2弾MIMACAプレミアム3,000ミマポ(有効期限7月31日)
- 美馬市ヘルスアップポイント
- MIMACA3%還元ポイント
- 入学祝いポイント
- 美馬ファン倶楽部会員ポイント
- 第3子以降みまっこポイント
- Go To Mima ツアー参加者特典ポイント
- アプリ移行特典ポイント
- 出産・子育て応援ポイント
- MIMACA利用促進アンケート特典ポイント
- 自転車ヘルメット着用促進ポイント
- 美と健康のプロギングイベント参加者健康ポイント

三ない運動をご存じですか？

問 選挙管理委員会
☎ 52-8002

政治家の寄附は禁止（贈らない）！ 政治家の寄附を求めない！受け取らない！

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも公職選挙法により禁止されています。一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

- 政治家の寄附の禁止
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- 政治家の関係団体の寄附の禁止
- 後援団体の寄附の禁止
- 年賀状等のあいさつ状の禁止
- あいさつを目的とする有料広告の禁止

